

川崎町立愛光園養護老人ホーム移譲先法人募集要項

令和7年8月

川崎町高齢者福祉課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	移譲予定年月日	1
3	施設の概要	1
4	財産の取り扱い	1
5	応募資格	1
6	移譲時及び移譲後の管理運営に関する条件	2
7	スケジュールについて	4
8	1次審査（書類審査）について	5
9	公募説明会	7
10	2次審査（プレゼンテーション審査）について	7
11	参加者の失格事由	9
12	契約	9
13	その他	10
14	問い合わせ先	10

1 募集の趣旨

川崎町立愛光園養護老人ホーム（以下「愛光園」という。）は、昭和26年に川崎町が設置して以降、長年にわたり環境上及び経済的理由による居宅での生活が困難な高齢者の入所施設として、その役割を果たしてきました。

この間、高齢化社会への対応や介護保険制度の創設・改定等により、愛光園を取り巻く環境が大きく変化している中で、持続可能な施設運営が必要となってきました。

愛光園を除く福岡県内の全ての養護老人ホームが民間経営となっている中、本町におきましても、自治体の先駆的役割は果たしたものと考え、愛光園がこれまで果たしてきた役割を引き継ぎ、民間が持つ活力と創意工夫により、入所者に対して質の高いサービスを継続的に提供できる社会福祉法人（以下「移譲先法人」という。）を公募により募集します。

2 移譲予定年月日

令和8年4月1日

3 施設の概要

(1) 所在地	川崎町大字川崎2333番地
(2) 定員	50人
(3) 敷地面積	12,227 m ²
(4) 建物の構造	鉄骨造 平屋建 居室50室 静養室1室
(5) 延床面積	2,120.89 m ²
(6) 建築年月日	平成28年3月20日（築9年経過）

4 財産の取り扱い

(1) 土地

移譲日から10年間は無償貸与とする。貸与期間終了後の取り扱いについては、貸与期間終了前に町と協議のうえ決定する。（別紙配置図有）

(2) 建物（工作物、敷地内樹木、納骨堂、設備等を含む）

移譲時の状態のまま10年間無償貸与する。貸与期間終了後の取り扱いについては、貸与期間終了前に町と協議のうえ決定する。（別紙平面図有）

(3) 物品

物品は、現状のまま無償譲渡とする。ただし、町の認めるものに限る。

5 応募資格

- (1) 法人本部所在地（主たる事務所）が福岡県内にある社会福祉法人であって福岡県内において老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設を継続的に運営していること。

- (2) 事業運営に必要な資力が十分にあり、長期的に継続してサービスが提供できること。
- (3) 法人又はその代表者並びに役員が、次の全ての要件を満たすこと。
 - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者及び拘禁刑以上の刑に処されていないこと。
 - ② 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
 - ③ 介護保険法に基づく命令、指定の取消及び指定の全部又は指定の一部の停止等の行政処分を現在まで受けたことがないこと。
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合も含む。）の規定により、一般競争入札等の参加資格を取り消されていないこと。
 - ⑤ 法人所轄庁から、法人が必要な措置の命令、業務の停止命令、役員の解職勧告、又は解散命令を受けてないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体並びに同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6 移譲時及び移譲後の管理運営に関する条件

(1) 関係法令等の遵守

移譲先法人は、社会福祉法をはじめとする関係法令等を遵守し、地域における社会福祉の推進を図るとともに、引き続き当該施設の管理運営を適切に行うこと。

(2) 養護老人ホームの経営継続

移譲先法人自らが養護老人ホームの経営を10年以上継続すること。

(3) 現入所者への対応

現在の入所措置者が入所を希望する場合は、移譲後も継続して入所措置を受け入れること。また、町が認める入所者負担金以外の負担を入所者に求めないこと。ただし、入所者及び家族の同意を得られた場合は除く。

(4) 医療機関等との連携

入所者の健康保持、介護予防のため、医療機関や介護サービス事業者、介護保険施設との連携を密にし、専門的処遇や医療・介護・福祉サービスの調整に努めること

(5) 公平性の保持

移譲後も町設置時と同様の公平性を保持し、町と連携して低所得者の高齢者や虐待を受けた高齢者などのセーフティネットとしての機能を果たすこと。

(6) 会計年度任用職員の雇用

現在、愛光園に勤務している会計年度任用職員が引き続き勤務を希望した場合は、施設運営に必要な職種及び職員数の範囲内で、積極的に雇用するよう努めること。

(7) 施設名称

移譲後に施設の名称を変更する場合は、町と協議のうえ決定すること。

(8) 施設の維持管理費用

施設については、「4 財産の取り扱い」のとおりとする。移譲時に生じる費用や移譲後の維持修繕等に係る費用は移譲先法人の負担とし、町は維持修繕等の義務を一切負わない。

(9) 目的外使用の禁止

無償貸与された建物や土地、無償譲渡された物品については、養護老人ホームの運営以外の目的で使用しないこと。また、無償貸与された建物や土地の改修等を行う場合は、町に事前協議を行うとともに国や県の定める設置基準を遵守すること。

(10) 地域とのつながり

移譲後は地域住民との交流行事を行うなど、移譲先法人の創意工夫により、地域に根ざした施設づくりに努めること。

食料品や燃料など日常的なものは、町内の事業所から購入するよう努めること。

(11) 移譲準備期間

移譲先法人は、契約締結後から令和8年3月31日までの期間（7 スケジュール参照）を移譲準備期間とし、移譲後の4月1日からの入所者の生活に支障を来することがないように、必要な全ての準備行為を行うものとします。なお、移譲準備期間中の準備行為に要する経費は、移譲先法人の負担とします。

(12) 移譲後の運営補助

円滑な施設運営の引き継ぎ、移譲後も入所者に対し質の高いサービスが提供できるよう、移譲前に愛光園に勤務している町職員を最長2年間に限り派遣することができる。派遣する町職員の人件費は、町が負担するものとし、派遣する人数及び職種は、年度ごとに町と移譲先法人が協議のうえ決定する。

7 スケジュールについて

スケジュールは、以下のとおりとする。

	手 続 き 等	期 間 等
1	公募開始（公告・HP掲載）	令和7年8月1日（金）
2	参加表明書等に関する質問書の 受付期間	令和7年8月1日（金）から 令和7年8月22日（金）16時まで
3	参加表明書等に関する質問書に 対する回答期限	令和7年8月27日（水）17時まで
4	公募説明会（施設見学会）	令和7年8月20日（水）14時 （申込期限）令和7年8月18日（月）16時まで
5	参加表明書等の提出受付期間	令和7年8月1日（金）から 令和7年8月29日（金）16時まで
6	1次審査（書類審査）結果通知	令和7年9月8日（月）
7	事業計画書等に関する質問書の 受付期間	令和7年9月8日（月）から 令和7年9月17日（水）16時まで
8	事業計画書等に関する質問書に 対する回答期限	令和7年9月25日（木）17時まで
9	事業計画書等の提出受付期間	令和7年9月8日（月）から 令和7年10月3日（金）16時まで
10	2次審査 （プレゼンテーション審査）	令和7年10月17日（金）予定
11	2次審査結果通知	令和7年10月28日（火）予定
12	仮契約締結	令和7年11月中旬予定

8 1次審査（書類審査）について

（1）参加手続きに必要な資料の配布

参加手続きに必要な書類の配布は、次のとおりとする。

HP掲載時期	令和7年8月1日（金）から
募集要項等	・川崎町立愛光園養護老人ホーム移譲先法人募集要領 ・川崎町立愛光園養護老人ホームの概要 ・川崎町立愛光園平面図・配置図
参加表明書等 配布資料	・川崎町立愛光園養護老人ホーム移譲先法人公募参加表明書（様式1） ・誓約書（様式2） ・社会福祉法人調書（様式3） ・施設長予定者経歴書（様式4）
説明会参加申込	・説明会参加申込書（様式5）
質問書	・参加表明書等に関する質問書（様式6）
入手方法	川崎町ホームページからダウンロードすること。 ※窓口での配布は行いません。

（2）参加表明書等に関する質問

（ア）提出書類

参加表明書等に関する質問書（様式6）

（イ）提出期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）16時まで

（土日及び祝日を除く。）

（ウ）提出方法

HPに掲載の指定様式を使い電子メールによるものとする。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に川崎町高齢者福祉課へ受信確認の電話連絡を行うこと。（土、日及び祝日を除く。）

なお、電子メールの件名は「【川崎町立愛光園養護老人ホーム移譲先法人選定】質問書（法人名）」とすること。

（エ）提出先

川崎町役場高齢者福祉課 アドレス kourei-fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

電話番号 0947-72-3000（内線125）

（オ）質問書に対する回答

令和7年8月27日（水）17時までに川崎町ホームページにおいて公表します。

(3) 参加表明書等の提出

「5 応募資格」を満たし、本公募に参加する場合には、以下のとおり必要書類を提出すること。

(ア) 提出書類

	提出書類	摘要	様式
1	川崎町立愛光園養護老人ホーム 移譲先法人公募参加表明書		様式1
2	誓約書	(役員等名簿含む)	様式2
3	社会福祉法人調書		様式3
4	施設長予定者経歴書		様式4
5	法人の登記事項証明書	3カ月以内のもの(役員に関する事項が記載されたもの)	
6	定款	最新のもの	
7	法人の財務状況に関する書類 直近3年分、財産目録は直近1年分	現況報告書、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録	
8	法人の設置趣旨、運営方針、事業内容の概要	設置趣旨、運営方針、事業内容のパンフレット等、概要がわかる資料	

(イ) 提出期限

令和7年8月1日(金)から令和7年8月29日(金)16時まで

ただし、提出は、土、日曜日及び祝日を除く9時から16時までとします。

(ウ) 提出方法

持参すること。

※ 書類に不備があった場合は、受理しません。

(エ) 提出先

「14 問い合わせ先」参照

(オ) 参加表明書等作成要領

① 提出書類は、A4用紙で正本1部を提出すること。なお、添付書類等でA3用紙のものが生じる場合は、A4サイズにZ折りにして折り込むこと。

② (ア) 提出書類の3から8までを順番に並べ、左上1か所をホッチキス留めし、提出すること。

(4) 1次審査(書類審査)の選定方法及び結果通知

参加者が提出した書類に基づき、本町が設置する川崎町立愛光園老人ホーム移譲先法人選定委員会(以下「委員会」という。)による書類審査を実施し、上位3者程度を2次審査対象者として選定する。

また、当該結果については、令和7年9月8日(月)に全法人へ参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

9 公募説明会

(1) 公募説明会（施設見学会）の開催

開催日時：令和7年8月20日（水）14時

開催場所：川崎町立愛光園養護老人ホーム 会議室

参加人数：1法人につき3名以内

※公募説明会終了後、施設見学会を実施します。

説明会への参加を希望する法人は、説明会参加申込書（様式5）に必要事項を記入の上、8月18日（月）16時までに持参又は電子メールのいずれかにより「14 問い合わせ先」に申し込みください。

10 2次審査（プレゼンテーション審査）について

(1) 2次審査に必要な書類の配布

2次審査に必要な書類は、次のとおりとする。

HP掲載時期	令和7年8月1日（金）から
質問書	・事業計画書等に関する質問書（様式6－2）
事業計画書等 配布資料	・事業計画書提出届（様式7） ・事業計画書（様式8） ・職員配置計画書（様式9） ・職員勤務体制計画表（様式10）
入手方法	川崎町ホームページからダウンロードすること。 ※窓口での配布は行いません。

(2) 事業計画書等に関する質問

(ア) 提出書類

事業計画書等に関する質問書（様式6－2）

(イ) 提出期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月17日（水）16時まで

（土日及び祝日を除く。）

(ウ) 提出方法

HPに掲載の指定様式を使い電子メールによるものとする。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に川崎町高齢者福祉課へ受信確認の電話連絡を行うこと。（土、日及び祝日を除く。）

(エ) 提出先

川崎町役場高齢者福祉課 アドレス kourei-fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

電話番号 0947-72-3000（内線125）

(オ) 質問書に対する回答

令和7年9月25日（木）17時までに川崎町ホームページにおいて公表します。

(3) 提出方法

(ア) 提出書類

	提出書類	摘要	様式
1	事業計画書提出届	・ 正本1部提出	様式7
2	事業計画書	・ 正本1部、副本9部提出。	様式8
3	職員配置計画書	・ 正本1部、副本9部提出。	様式9
4	職員勤務体制計画表	・ 正本1部、副本9部提出。	様式10

※ 正本には、法人名を記入すること。ただし、副本は、法人名、法人ロゴマーク、又は法人を類推できるロゴマーク等の記載は一切記入しないこと。なお、副本に法人名、法人ロゴマーク又は法人を類推できるようなロゴマーク等の記載が明らかになった場合は、その事業計画書は無効とします。

(イ) 提出期限

令和7年9月8日（月）から令和7年10月3日（金）16時まで

ただし、提出は、土、日曜日、祝日を除く9時から16時までとします。

(ウ) 提出方法

持参すること。

※ 書類に不備があった場合は、受理しません。

(エ) 提出先

「14 問い合わせ先」参照

(オ) 事業計画書等提出にあたっての留意事項

- ① 提出期限以降の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。
- ② 事業計画書等の作成・提出等一切の経費は、全て応募者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- ③ 町が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、検討の目的の範囲内であっても、町の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ④ 移譲先法人の選定にあたって町が必要と認める場合、追加資料の提出や説明を求める場合があります。

(4) 2次審査（プレゼンテーション審査）の選定方法及び結果通知

1次審査によって選定された参加者に対して、プレゼンテーション審査による選考を行い、2次審査に評価項目における総配点の70%以上を獲得した法人の中から委員会が総合的に判断して最優秀者及び優秀者を各1者選定する。なお、事業計画書を提出した参加者が1者のみの場合であっても審査は実施する。

(ア) 日程

令和7年10月17日（金）予定（時間等詳細は別に通知する。）

(イ) 会場

川崎町役場 2階入札室 予定

(ウ) 発表時間等

準備時間5分、説明時間20分以内とし、15分以内の質疑応答時間を設ける。なお、プレゼンテーションを行う順番は、事業計画書の受付順とする。

(エ) 内容

提出した事業計画書を用いてプレゼンテーションを実施するものとする。

(オ) 説明人数

説明者を含めて3名以内とする。

(カ) 使用機器

プレゼンテーション会場に用意するモニターを使用すること。パソコン等の機器類は各自準備すること。

(5) 審査結果

審査結果については、令和7年10月28日（火）に最優秀者及び優秀者のみを町のホームページで公表し、2次審査の全提案者へメール及び書面により通知する。

1.1 参加者の失格事由

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類、プレゼンテーション等に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 本公募の公告を行った日から最優秀者を選定するまでの間に、審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加者が【5 応募資格】を満たさなくなった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、事業計画提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、委員会が失格であると認めた場合

1.2 契約

審査結果において、最優秀賞に選定された者と協議を行い、仮契約を締結します。ただし、最優秀者との調整・協議が不調に終わった場合は、優秀者と協議できるものとします。なお、仮契約に伴う関連議案の議決（可決）が得られなければ、仮契約は無効とします。その場合、町は一切の責任及び損害を負わないものとします。

1 3 その他

- (1) 1次審査、2次審査ともに、委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- (2) 提出書類は、法人選定の目的以外に、提案者に無断で使用しないものとする。
- (3) プロポーザル実施に関する情報の開示請求があった場合、川崎町情報公開条例（令和5年条例第4号。以下「条例」という。）第7条に規定する情報については、公開しないものとする。
- (4) 参加表明後に辞退する場合は、必要書類の提出期限までに辞退届（様式11）を事務局宛てに提出すること。（辞退届の様式は、川崎町ホームページからダウンロードすること。）
- (5) 電子メール等の不着等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (6) 本プロポーザル関連スケジュールの変更があった場合は、川崎町ホームページへ随時掲載する。

1 4 問い合わせ先

- (1) 担当部署 川崎町役場高齢者福祉課
- (2) 郵便番号 827—8501
- (3) 住 所 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
- (4) 電話番号 0947—72—3000（内線125）
- (5) FAX 番号 0947—73—2251
- (6) E - mail kourei-fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp